

〈平成30年度生涯スポーツ推進センター機能強化事業〉  
スポーツ指導者等派遣事業実施要綱

公益財団法人山口県体育協会

1 趣旨

県内の総合型地域スポーツクラブ等に対し、種目別指導者や高度の専門性を持っている指導者・有識者等を派遣することにより、地域のニーズに対応できるスポーツ活動の充実や、各クラブの指導者の資質の向上を図る。

2 事業実施団体

県内に活動拠点を置く団体で、以下のいずれかの要件を満たす団体であること。

- (1) 山口県連絡協議会に加入している総合型地域スポーツクラブ
- (2) 設立準備中クラブ
- (3) 地域スポーツクラブ（スポーツ少年団を含む）
- (4) 地域スポーツ活動を推進する非営利の団体
- (5) (1)～(4)の複数の団体により実施する場合

※ただし、(1)については総合型地域スポーツクラブ山口県連絡協議会等において、本事業の成果を他クラブへ普及可能な団体であること。

また、(2)～(4)については、総合型地域スポーツクラブの設立をめざす団体であること。

3 事業対象期間

平成30年5月1日（火）から平成31年1月31日（木）

※2月以降の実施については公益財団法人山口県体育協会（以下、県体協）へ必ず相談をすること。ただし、予定団体数に達したら対象期間関係なく、募集を終了する。

4 事業内容

(1) 内容

2の団体が、活動の充実や会員数の増加を目的としたスポーツ活動において、次に掲げる指導内容に関わる専門的な指導者の派遣に要する経費及び事業の実施に係る経費を助成する。

〈指導内容〉

- ① 競技スポーツの種目別指導
- ② レクリエーション活動（ニュースポーツ）の種目別指導
- ③ 障害者スポーツの種目別指導
- ④ 健康・体力診断、健康相談
- ⑤ トレーニング指導、スポーツ栄養指導
- ⑥ スポーツクラブ管理・運営指導
- ⑦ 文化活動等の教室指導

(2) 指導者

指導者は、原則として事業実施団体から推薦のあった県内の居住者とする。（県外指導者を推薦する場合には、前もって県体育協会に連絡し確認を得ること。）

また、指導者は、経理処理要領に定める資格や実績を有する者に限るものとする。なお、事業実施団体の役員や会員は対象外とする。

(3) 補助の対象となる経費等

補助金は、1団体につき、12万円とする。また、複数の団体で実施する場合は、2団体20万円、3団体以上は限度額30万とする。

### ①補助対象経費

○指導者の派遣に要する「謝金」「旅費」「傷害保険料」「振込手数料」および事業の実施に係る「印刷製本費」「借損費」

※経費の算出における詳細については経理処理要領に定めるとおりとする。

### ②補助対象外経費

○「用具費」「消耗品費」「通信費」「指導者の派遣以外の振込手数料」

③事業の実施に当たっては、申請団体において参加料を徴収こととする。

### (4) 安全対策等

事業の実施にあたっては、事業実施団体と指導者との間で、事前に打ち合わせを行い、必要となる安全対策を講じ、指導者や参加者へ安全対策の徹底を行い、効果的な活動が実施できるよう努める。

## 5 申請方法

申請を行う団体は、スポーツ指導者等派遣事業申請書類（下記参照）のデータを中央生涯スポーツ推進センターへ送付し、クラブアドバイザーが審査をした後、県体協に書類一式を提出する。なお、県体協への提出は、事業実施の30日前までとする。

複数の団体による事業の場合は、代表する団体が申請を行うこととする。

〈申請書類〉	・ 1-①事業申請書	・ 1-②-1 事業計画書
	・ 1-②-2 実施計画	・ 1-③予算計画書
	・ 1-④指導者推薦書	・ 1-⑤請求書
	※開催要項、チラシ等を添付すること	

## 6 派遣の決定・通知

県体協は、申請書等の審査を行い、その結果を申請団体へ通知し、申請を認められた団体へ事業費の交付を行う。

※昨年度と同様の事業の場合は、参加人数等の実績に基づき、審査する。

## 7 報告書の提出

事業実施団体は、事業終了後すみやかに、中央生涯スポーツ推進センターへスポーツ指導者等派遣事業報告書類（下記参照）のデータを送付し、クラブアドバイザーが確認をした後、県体協に書類一式を提出する。県体協への提出は、事業が終了した日から**30日以内**、もしくは、**2月28日まで**とする。

〈報告書類〉	・ 2-①～②事業報告書
	・ 領収書等証拠書類（金融機関振込伝票、各領収書、源泉徴収票の写し）
	・ 作成物の見本（チラシ、ポスター 等）
	・ 事業に関する書類（開催要項、参加者名簿、活動中の写真、資料 等）
	※添付書類の詳細については、経理処理要領を参照すること

## 8 精算

事業実施団体は、確定した助成金額が交付額に満たないときには、その差額を公益財団法人山口県体育協会に返納する。この場合、振込手数料は事業実施団体の負担とする。

## 9 その他

(1) 参加対象者は特定の会員等に偏らず、概ね20名以上が見込まれること。

(2) 定期教室については、1回あたり10名以上の参加が見込めること。

- (3) 原則として、参加延べ人数の1割以上がクラブ会員であること。
- (4) 複数の団体で実施する場合は、各団体または各地域からの参加があること。
- (5) 総合型スポーツクラブの以下の研修会および交流大会へ必ず1回は参加すること。

第1回創設・育成研修会(6月7日)、  
第2回創設・育成研修会(2月予定)  
スポーツカーニバル(長門市 6月23日・24日)、  
地域スポーツ指導者養成研修会I(宇部市 6月9日)  
専門指導者養成講習会(山口市 未定)

- (6) 申請書類・報告書類およびデータの提出先  
【公益財団法人山口県体育協会(中央生涯スポーツ推進センター)】
- (7) 総合型地域スポーツクラブ啓発バナーの表示について  
本事業を活用して作成する広報用チラシ等には、全県的な総合型地域スポーツクラブの普及・啓発のために、別紙に示す啓発バナーを表示するものとする。
- (8) 申請書やバナー等の様式は、当会HPよりダウンロードするものとする。

山口県体育協会HP【<http://yamaguchi-taikyo.jp/sougougata/hakenjigyou>】  
※様式ダウンロードができない場合は、別途ご連絡ください。

～お問い合わせ・書類およびデータ提出先～

公益財団法人山口県体育協会(中央生涯スポーツ推進センター)  
〒753-8501 山口県山口市滝町1-1 県政資料館2階 担当:岡村・和田  
TEL:083-933-4697 FAX:083-933-4699  
e-mail:okamura.mutsumi@yamaguchi-sports.or.jp

〈平成30年度生涯スポーツ推進センター機能強化事業〉  
 スポーツ指導者等派遣事業経理処理要領

公益財団法人山口県体育協会

1 謝金について

謝金の算出については、下記の基準表に基づき、指導者の実従事時間にて算出するものとする。

区分	限度額	資格・実績
トップアスリート級指導者	50,000 円/時間	国際大会出場、(元)プロスポーツ選手、 (元)日本代表選手等
	10,000 円/時間	全国大会出場、(元)都道府県代表選手等

※複数の団体が協力して事業を実施し、広範囲にわたる地域の住民が参画可能で、総合型クラブの交流促進及び普及・啓発が期待できる場合に限り、対象とすることができる。

※同一団体による複数事業の申請については認めない。

区分	限度額	資格・実績	上限回数 ※2
スポーツ指導者	5,000 円/時間	日本体育協会、日本レクリエーション協会等の公認資格保有者、 <b>全国組織の役員</b>	15
	2,500 円/時間	その他指導者資格保有者 ※1	15
スポーツ栄養士	5,000 円/時間	有資格者に限る	5
講師	5,000 円/時間	大学教授等	5

※1 各競技団体の指導者資格、スポーツリーダー、スポーツ推進委員、保健体育科教員免許等の保持者とする。なお、各区分における対象とすることができる指導者の実績・資格等について、各クラブにおいて判断が困難な場合は、事前に当会に確認することとする。

※2 各区分において、上記のとおり 1事業あたりの上限回数を設けることとし、同一団体による複数事業の申請については、諸所の事情を勘案して当会にて検討する。なお、複数事業の申請を希望する団体は、事前に当会に確認することとする。

※3 指導者については、20名の参加者に対して、1名とする。

2 旅費について

指導者の居住地から活動場所までの経済的かつ効率的なルートでの旅行により生じた実費弁償とする。

(1) 自家用車を利用する場合は1kmにつき30円で算出すること。(高速道路代、駐車場代等は申請団体の負担とする。)

(2) 公共交通機関を利用した場合には居住地最寄り駅から会場地最寄り駅の往復運賃の実費とする。なお、片道50km以上の場合は急行料金、片道60km以上の場合は特急料金、片道100km以上の場合は新幹線料金を対象とすることができる。座席指定料金は片道70km以上の場合対象とすることができる。

- (3) 航空運賃については、緊急性もしくは経済性を勘案して、実費を対象とすることができる。ただし、その場合には、事前に当会の了解を得るものとする。
- (4) 船賃及びバス賃は、実費を対象とすることができる。
- (5) 従事時間上必要な場合には、9,800円（素泊まり）を上限として、宿泊に係る経費の実費を対象とすることができる。

3 傷害保険料について

指導者の傷害保険については、事業実施団体が、事業の実施までに必ず加入すること。保険料は1人あたり1,850円(参考：スポーツ安全保険)を上限とする。

4 印刷製本費について

事業の実施に係る広報物(チラシ、ポスター等)の作成に係る経費を支出することができる。

※作成物には、全県的な総合型地域スポーツクラブの普及・啓発のために、別紙に示す啓発バナーを表示するものとする。

※印刷製本費及び借損費の合計額の上限を50,000円とする。

※印刷物を業者へ依頼する場合は、コピー用紙やインク代等は対象外とする。

5 借損費について

事業の実施に係る会場使用料(運動場、体育館、武道場等)を支出することができる。

※印刷製本費及び借損費の合計額の上限を50,000円とする。

6 報告書の提出における証拠書類及び事業に関する書類について

区 分	添 付 書 類
謝 金	金融機関振込伝票、源泉徴収票の写し
旅 費	金融機関振込伝票、領収書、源泉徴収票の写し ※源泉徴収票の写しは、謝金と同一の書類で確認できる場合は不要 ※航空会社、交通機関、旅行代理店等が発行した領収書を添付すること ※宿泊費については宿泊先が発行する領収書を添付すること(旅行代理店でも可)
傷害保険料	領収書、保険への加入が確認できる書類
印刷製本費	領収書、作成物の見本
借 損 費	領収書
そ の 他	開催要項、参加者名簿、活動中の写真、参加者への配布資料 等

7 その他

- ・事業計画及び事業予算計画に基づいた計画的な運営をし、助成金については本事業内で全て執行することとする。
- ・事業の内容や規模に応じて、申請金額から減額して助成する場合もある。
- ・同一団体による複数事業の申請の可否については、諸所の事業を勘案して当会にて検討することとし、申請団体は事前に当会に確認することとする。
- ・指導者の派遣に要する「謝金」「旅費」の支払いは、振込とする。

## 事務手続きの流れ

山口県体育協会	申請団体（総合型クラブ等）
<p>①募集案内 総合型地域スポーツクラブ等へ実施要項等を送付（総合型クラブ以外へは各市町生涯スポーツ主管課を經由して配布）</p>	
	<p>②申請書類の提出                      央部生涯スポーツ推進センターへ申請書類のデータを送付する。                      クラブアドバイザーが申請書類のデータの審査を行う。                      クラブアドバイザーから申請許可がおりた後、押印した申請書類一式を山口県体育協会へ事業実施の30日前までに提出する。</p> <p>〈申請書類〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1-①事業申請書</li> <li>・ 1-②事業計画書</li> <li>・ 1-②-2 実施計画書</li> <li>・ 1-③予算計画書</li> <li>・ 1-④指導者推薦書</li> <li>・ 1-⑤請求書</li> </ul> <p>※開催要項、チラシ等を添付すること</p>
<p>③審査、決定・通知 山口県体育協会（央部生涯スポーツ推進センター）で申請書類の最終審査を行い、その結果を申請団体に通知</p>	
<p>④事業費の交付 事業の決定した団体へ事業費を交付</p>	
	<p>⑤事業の実施  <b>【事業対象期間】</b>                      平成30年5月1日（火）～                      平成31年1月31日（木）</p>
	<p>⑥事業実績報告                      事業終了後、央部生涯スポーツ推進センターへ報告書類のデータを提出する。                      クラブアドバイザーが報告書類のデータを確認後、山口県体育協会へ押印した報告書類一式を事業が終了した日から<b>30日以内、もしくは、2月28日（木）までに、提出する。</b></p> <p>〈報告書類〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2-①～② 事業報告書</li> <li>・ 領収書等証拠書類</li> <li>・ 作成物の見本</li> <li>・ 事業に関する資料</li> </ul> <p>※提出書類の詳細については、経理処理要領を参照すること</p>

<p>⑦精算 山口県体育協会（中央生涯スポーツ推進センター）で実施報告書の最終精査</p>	
	<p>※⑧返納 ⑦により確定した助成金額が交付額に満たない場合には、その差額を返納する。 （振込手数料は事業実施団体負担）</p>

別紙「総合型地域スポーツクラブ啓発バナーの表示について」

## 総合型地域スポーツクラブ

■スポーツ推進に係る県民運動スローガン  
「スポーツで創ろう みんなの元気 山口県」

■SC全国ネットワークキャッチコピー  
「動かせ心、つなげ人、地域の輪になるスポーツクラブ」

※チラシ等にこのバナーを掲示してください。  
※データは山口県体育協会HPからダウンロードできます。

(例)

## 【◎◎スポーツクラブ サッカー教室】

### 参加者募集

日時： 月～ 月 毎月第2・4土曜日

場所： 運動公園グラウンド

参加対象： ◎◎地域の方ならどなたでも

募集人数： 30人

募集期間： 月 日～ 月 日まで

参加費： 円

#### 総合型地域スポーツクラブ

■スポーツ推進に係る県民運動スローガン  
「スポーツで創ろう みんなの元気 山口県」

■SC全国ネットワークキャッチコピー  
「動かせ心、つなげ人、地域の輪になるスポーツクラブ」